

各 位

一般財団法人 茨城県剣道連盟  
会 長 水 田 重 則  
[公印省略]

## 剣道七段審査会（京都）について（通知）

標記のことについて、別紙要項により実施されます。  
受審を希望される方は、所定の申込書に所要事項を記入のうえ茨剣連へ送付願います。  
また、併せて審査料等を茨剣連へ振り込み願います。

### 記

#### 1 審査料等

- (1) 剣道七段審査料 18,900円
- (2) 令和8年度会員登録料【2026.4.1～2027.3.31】
  - \*未納者のみ 現六段：5,000円
  - \*納めたかどうか不明の方は茨剣連まで連絡願います。

#### 2 申 込

##### (1) 申込方法

- ①ゆうちょ銀行から振込む場合  
□座記号 00150-5 □座番号 612700  
加入者名 一般財団法人 茨城県剣道連盟
- ②ゆうちょ銀行以外から振込む場合  
店 名 〇一九（ゼロイチキュウ）  
預金種別 当座 □座番号 0612700  
加入者名 一般財団法人 茨城県剣道連盟

\*振込後、申込書を茨城県剣道連盟事務局へ送付願います。  
〒310-0903 水戸市堀町 1161-13 電話：029-251-8811  
FAX：029-255-6228 メール：iba-kend@shore.ocn.ne.jp

##### (2) 申込締切

令和8年2月27日（金）[必着]\*申込締切後、受付はいたしませんので注意願います。

#### 3 受審会場変更及び返金について

申込みをしたが、仕事等の都合でやむを得ず申込み場所で受審できない方の受審場所  
変更（京都⇒愛知）が認められます。また、申込み締切り後の取り返し返金は、下記の  
期日までの連絡で可ですが、返金する場合は、全剣連手数料2,200円がかかります。

- (1) 会場変更：4月3日（金）までに茨剣連まで連絡願います。
- (2) 返 金：4月3日（金）までに茨剣連まで連絡願います。  
※この日を過ぎての返金はできません。
- (3) 茨剣連への連絡はメール、FAX にて連絡し、到着確認のため電話連絡をお願いします。

#### 4 その他

- ・茨城県剣道連盟のホームページから申込書等がダウンロードできます。

# 剣道七段審査会（京都）要項

全日本剣道連盟

## 1. 期 日

- (1) 令和8年4月30日（木）
- (2) 受付開始・終了および審査開始時刻
  - ア. **57歳以上（57歳含む）**  
受付時間 午前9時～午前9時30分まで  
審査開始 午前10時（予定）
  - イ. **56歳以下（56歳含む）**  
受付時間 午前11時30分～12時まで  
審査開始 57歳以上実技審査終了後

**※本審査会につきましては、高齢の方より受審していただくことになりましたので、受付時間・年齢を確認のうえ、間違いのないようご参加ください。**

**※受付終了後は、審査の進行上、一切受けません。必ず時間を厳守してください。  
また、午前・午後の受審者は入替えて入館しますので、受付時間に合わせて来場してください。**

## 2. 会 場

京都市体育館

（京都市右京区西京極新明町1） 電話 075-315-3741

※別紙案内図参照

## 3. 主 催

公益財団法人 全日本剣道連盟

## 4. 審査方法

全日本剣道連盟 剣道称号・段級位審査規則、同細則ならびに剣道称号・段位審査実施要領による。

## 5. 審査科目

- (1) 実技  
**※実技審査においては面マスクまたはシールドを着用してください。**
- (2) 日本剣道形（実技審査合格者のみ）  
**※日本剣道形審査において使用する木刀は全剣連で準備します。**

## 6. 受審資格

- (1) 令和2年4月30日以前に六段を取得した者。  
※なお、令和2年5月愛知県での剣道六段審査会合格者も含まれます。
- (2) 令和5年4月30日以前に六段を取得し、年齢満65歳以上で修業年限3年以上経過し、加盟団体会長が許可した者。  
※なお、令和5年5月愛知県での剣道六段審査会合格者も含まれます。

## 7. 年齢基準

審査日の当日（令和8年4月30日）とする。

## 8. 申 込 み

- (1) 申込方法 受審を希望する者は、登録連盟を通じて申込みこと。  
各都道府県剣道連盟会長は、申込者を一括して本連盟会長宛に送付すること。  
なお、個人直接の申込は受理しない。
- ~~(2) 申込開始・締切り 令和8年2月16日（月）～3月18日（水）~~
- ~~(3) 申 込 先 〒102-0074 東京都千代田区九段南2-3-14 靖国  
全日本剣道連盟  
電話 03-3234-6271 FAX 03-3234-60~~
- (4) 申 込 書 ア 所定の用紙による。  
イ 六段位の取得年月日、生年月日は正確に記入すること。  
(記載のない場合また虚偽の場合は受審を認めない)

申込先：茨剣連

締 切：2月27日必着

ウ 申込書には審査開催地（京都府）を明確に記入すること。  
**※各都道府県剣道連盟は受審申込者に受付時間を周知徹底してください。**

## 9. 審査料

~~各都道府県剣道連盟は、全剣連審査料を下記口座いずれかに一括して振込むこと。~~

記

- ~~郵便振替番号~~ 00120-6-57069  
加入者 全日本剣道連盟
- ~~三井住友銀行~~ 本店営業部 普通預金 No.3042990  
口座名 全日本剣道連盟

振込先：茨剣連  
審査料：18,900円

## 10. 合格発表

審査終了後、受審番号により合格者を発表する。後日、合格者決定通知と証書を各都道府県剣道連盟に送付するとともに全剣連月刊「剣窓」および全剣連ホームページ(<https://www.kendo.or.jp/>)に合格者の氏名を掲載する。

## 11. 安全管理

参加者は、各自十分健康管理に留意し参加すること。また、参加者は、健康保険証を持参のこと。高齢の参加者については、特に留意のこと。

主催者において、行事实施中、傷害発生の場合は、医師または看護師により応急処置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配する。この場合、当日の治療費（手術、入院費は含まない）は主催者が負担する。AEDを常備する。また、医師等により、脳しんとうの可能性や命の危険性を否定できない症状と判定された場合は、直ちに審査への参加を中止とする。なお、主催者は、参加者の事故に対し（審査会場への往復途上を含む）、傷害保険に加入する。

全日本剣道連盟の「感染症予防ガイドライン」を遵守すること。（全剣連ホームページ参照）

## 12. 個人情報保護法への対応

**※以下を周知してください。**

参加者の個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は全日本剣道連盟および地方代表団体（各都道府県剣道連盟）が行事運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせた公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

- 全剣連および報道機関等が撮影した写真が、新聞・雑誌・報告書および関連ホームページ等で公開されることがある。
- 全剣連および報道機関等が撮影した映像が、中継・録画放映およびインターネットによる配信で公開されることがある。
- 全剣連の許可を受けた者によって、撮影された写真および映像が販売されることがある。

## 13. 注意事項

- 本審査会には、5月9日（日）愛知県で実施される剣道七段審査会の受審者は、受審できない。
- 受審者は、各都道府県剣道連盟に、本人の申込み受理の確認を審査会前日までにに行い、参加すること。
- 審査会場に、**車での来場は一切禁止**とする。
- 日本剣道形審査に不合格となった受審者は、再受審が認められる。  
ただし、当日日本剣道形を受審しない者の再受審は認めない。  
なお、本審査日より1年経過後は、再受審は無効となるので、留意すること。

**※ 本審査会の入場は、受審者を優先とし、見学者（付添・家族含む）につきましては、会場の収容人数により入場者数を制限した事前登録制といたします。ただし、申込多数の場合は先着順といたしますので、ご了承願います。**

**※ 見学者の事前登録については、後日、各都道府県剣道連盟へ案内通知を送りますので、そちらよりご登録ください。**

# 案内図

## 京都市体育館

住所 京都市右京区西京極新明町 1

電話 075-315-3741

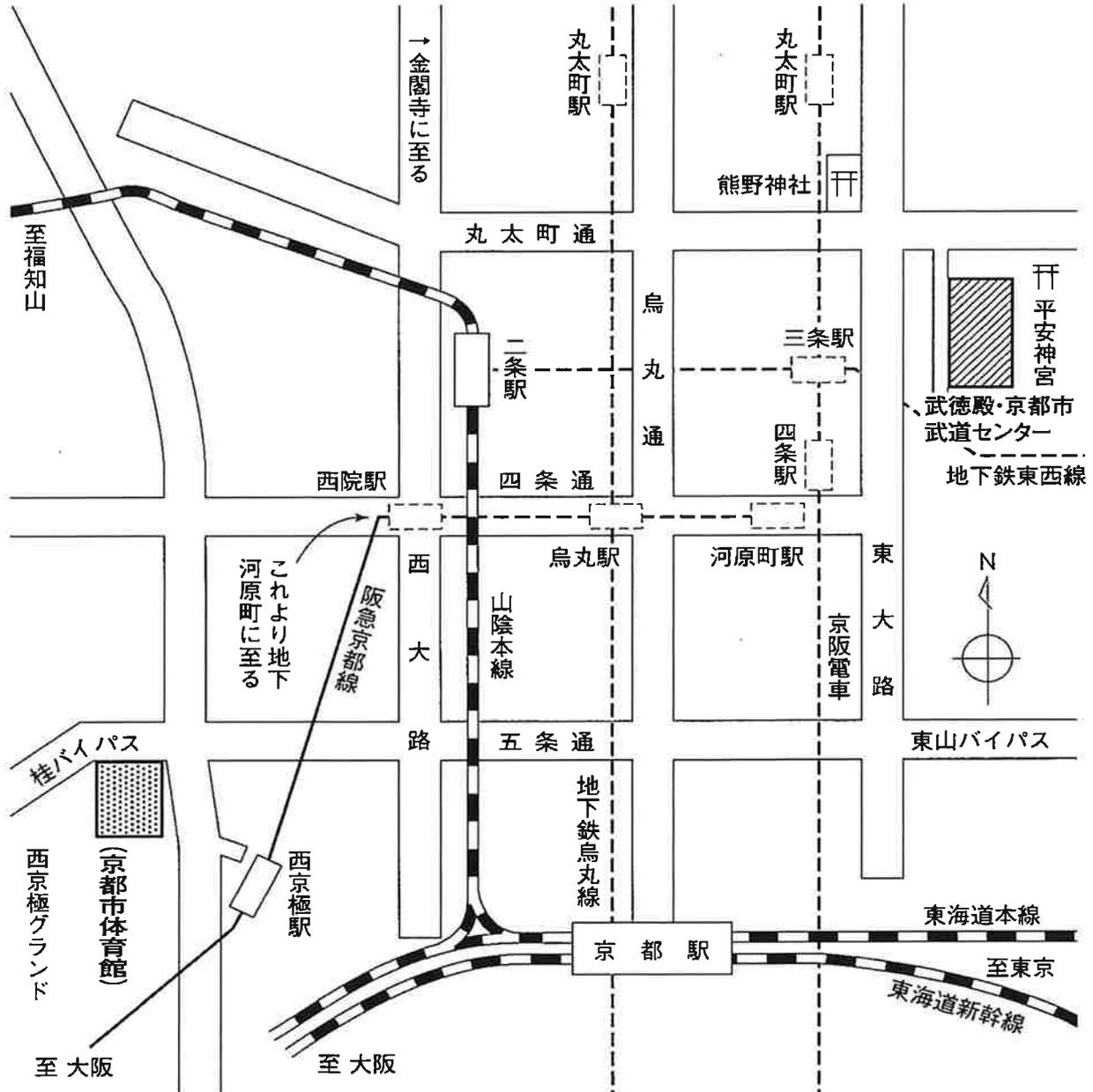
交通・阪急電鉄「西京極駅」下車 約150メートル  
 ・市バス「西京極運動公園前」下車 徒歩1分

## 武徳殿・京都市武道センター

住所 京都市左京区聖護院円頓美町 46-2

電話 075-751-1255

交通・市バス「熊野神社前」下車 徒歩1分  
 ・市バス「京都会館美術館前」下車 徒歩3分



## 大会等におけるビデオ撮影等について

全剣連が主催する大会、審査会、講習会及びその他の行事（以下「大会等」という。）における写真・動画の撮影及び音声の録音（以下「ビデオ撮影等」という。）並びに撮影した映像及び録音した音声（以下「撮影映像等」という。）の取扱いについては、次のとおりとするほか、各大会等の開催要項で定めるところに従うこと。

- 1 大会等の会場において、以下の条項に従って個人利用の目的でビデオ撮影等を行うことは差支えないが、営利目的又は不特定多数の者に公開若しくは頒布する目的で、これを行うことは禁止する。ただし、全剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。
- 2 大会等の会場におけるビデオ撮影等は、これを禁止されていない場所で、大会等の運営を妨げないような機材、方法によることとし、他人に迷惑を及ぼさないよう配慮すること。
- 3 大会等の会場における撮影映像等及びこれらのデータについては、有償、無償にかかわらずこれを不特定多数の者に頒布したり、又はインターネット上やその他の方法でこれを公開して拡散させたりしないこと。ただし、全剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。

以上